⑫（様式第9号）

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）

　里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和７年３月31日付け６林整第266号林野庁長官通知）に基づき、○○活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第１条　この協定は、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金による活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、○○活動組織と森林所有者の間で明らかにすべき内容等を定めることを目的とする。

（協定の対象となる森林）

第２条　協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地　北海道○○町○○○○　○○－○（○○林班○○小班）

面　積　○○.○ha

計画図　別紙の「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」に定めるとおりとする。

注：所在地については、可能な限り該当する林小班名も併記すること。

（協定期間）

第３条　活動に伴う協定期間は、協定締結の日から○年○月○日までとする。

（対象となる森林の取扱い）

第４条　○○活動組織と森林所有者は、活動の趣旨を踏まえて協定を締結するものとする。

２　○○活動組織と森林所有者は、協定の対象となる森林において活動の期間中に森林経営計画を策定する場合や、活動の期間中及び活動の終了年度の翌年度から起算して５年以内に立木竹の全面伐採除去や森林の転用等を行う場合等は、交付金の返還を求められることがあることを認識し、協定の締結に当たり、対象となる森林の取扱いについて事前に協議するものとする。

３　協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合にあっても、前項後段の立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合の事前協議に関する規定及び第６条の規定は有効とする。

（活動計画）

第５条　活動組織が行う活動は、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」に定めるとおりとする。

（その他）

第６条　利用する資源の範囲及び収益の取扱いについては、○○活動組織と森林所有者は、事前に協議するものとする。

２　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、○○活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

○年○月○日

○○活動組織

住所　北海道○○町○○○○　○○－○

代表　○○　○○　　印

住所　北海道○○町○○○○　○○－○

　　　　　　○○　○○　　印

住所　北海道○○町○○○○　○○－○

　　　　　　○○　○○　　印

住所　北海道○○町○○○○　○○－○

○○　○○　印